

CITES CoP17 附属書改正提案（2016年9月19日時、仮訳・抜粋）

作成：認定NPO法人野生生物保全論研究会(JWCS)

提案番号	11
対象種	マライセンザンコウ・コミミセンザンコウ
提案国	米国、ベトナム
提案概要	条約の条項に従い、両種を附属書IIから附属書Iへ移行する
生息地	マライセンザンコウ：ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、インドネシア、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー、シンガポール、タイ、ベトナムに分布。 コミミセンザンコウ：ブータン、中国、インド、ラオス人民民主共和国、ミャンマー、ネパール、タイ、ベトナムに分布。
生息数	過去21年間(3世代)にコミミセンザンコウの9割強、マライセンザンコウの8割強の個体群が姿を消したとされ、2014年にはIUCNレッドリストの絶滅危惧IA類に指定されるなど、両種の個体数が激減していることは明らかである。中国では特に個体数の減少が激しく、中国本土のコミミセンザンコウはすでに絶滅したという見解も出された。ベトナム、ラオス、インドネシアなどでも個体数が減少していると考えられているが、バングラデシュ、ブータン、ミャンマー、タイでの状況はよくわかっていない。
脅威	最大の脅威は、アジアへの輸出を目的とした密猟。生体や肉やウロコなどが取引される。さらに生息地である低地熱帯雨林が商業用プランテーションに土地利用転換されていることも大きな脅威となっている。
取引	アジアのセンザンコウは1977年から2012年までの間におよそ576,303匹が国際的に取引されている。その9割が皮で、そのうちの99%が2000年以前に取引されたものだ。合法取引のピークは2000年で、以降は野生のアジアセンザンコウの商業取引の禁止が定められた。 2000年代前半の押収物は合わせて153,434点で、2000年の取引禁止以降も違法取引が横行しており、取引価格や捕獲熟のさらなる高騰を招いた。アジアのセンザンコウ4種の違法取引はアジアの11カ国で行われており、2000年からの5年間で264,736匹のセンザンコウが犠牲となったものと分析される。2010年以降は、中国の一つの省だけで2.59tのウロコと259匹の個体が押収されている。その取引価格はキロ当たり600米ドル相当だったとみられ、2008年の倍の値が付けられていることから、需要の高まりがうかがえる。近年では中国行き密輸の重要な中継点としてミャンマーが浮上してきている。
取引の影響	センザンコウの平均的な成熟期間とされる約7歳までにおこる密猟や取引は、非常に深刻な問題である。アジアのセンザンコウは1975年以来附属書IIIに属しているが、1980年代に取引が盛んにおこなわれるようになり、違法取引や国際取引、違法狩猟により個体数が減少したことが報告されている。センザンコウはもともと繁殖率が低く、飼育環境下ではほぼ繁殖しないため、大規模な密輸は個体数の減少、ひいては種の絶滅につながりかねない。
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/17/prop/060216/E-CoP17-Prop-19.pdf

提案番号	16
対象種	アフリカゾウ
提案国	ベナン、ブルキナファソ、中央アフリカ共和国、チャド、エチオピア、ケニア、リベリア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、スリランカ、ウガンダ
提案概要	ボツワナ、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエの個体群を附属書 II から附属書 I へ移行し、すべてのアフリカゾウ個体群を附属書 I に掲載する
生息地	アフリカのサハラ砂漠より南部の27カ国に分布。
生息数	アフリカゾウデータベースによれば、確定数と推定数の合計が473,386頭とされている。アフリカゾウの総数は、2006年の55万5,823頭から2013年の47万3,386頭へと、約15%減少している。カテゴリー変更を提案している4カ国については、ボツワナと南アフリカでそれぞれ1%と4%増加、ナミビアがわずかに0.3%、ジンバブエは32%減少している。
脅威	森林伐採(生息地の喪失)や道路の建設(人間の侵入増加)を含んだ森林管理活動による打撃が、長期的かつ継続的な脅威となってきたが、短期的かつ危機的脅威は象牙取引のための大量捕殺である。密猟は、2002年以後増加し続け、2011年にピークを迎え、その後はわずかな減少を見せ、横ばい状態が続いている。2011年単年で4万頭、2010年から2012年のわずか3年間で10万頭のゾウが、象牙を求める密猟者によって違法捕殺されたとMIKEは推定している。
取引	合法取引では、輸出国と輸入国との取引記録が重量・本数ともに整合せず、合法取引の監視がうまくいっていないことを示している。また、違法取引はゾウ取引情報システムによれば、2011年から2012年にかけて象牙の押収量がピークを迎え、東アフリカからほとんどが中国に、一部タイに輸出され、中東やヨーロッパ、東アジアが経由地となっている。
取引の影響	ゾウの保護に使われる財源として、また、需要を満たし価格を下げるための手段として象牙の販売が促進されてきたが、密猟は増加し、二度目の限定的な販売の後にはさらに劇的に増加した。中国やアメリカが、象牙の国際取引の禁止と国内取引の中断をハイレベルで決定するなどの対策が近年とられる一方、日本が国内象牙市場に向けて臨んだ姿勢はまったく不十分なものである。取引される象牙の量は上昇しており、違法行為がはびこっている。
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/17/prop/060216/E-CoP17-Prop-16.pdf

提案番号	19
対象種	ヨウム
提案国	アンゴラ、チャド、EU、ガボン、ギニア、ナイジェリア、セネガル、トーゴ、米国
提案概要	CoP16の決議9.24の付録1に従い、ヨウムを附属書 II から附属書 I へ移行する
生息地	アンゴラ、カメルーン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、ガーナ、ケニヤ、ウガンダなど
生息数	2015年に試みられた個体数予測は68万から1300万と幅があり、実質的には個体数は不明。IUCNのレッドリストでは、「Vulnerable(危急種)」に指定され、過去3世代(47年間)で急激に減少していると考えられている。
脅威	野生のヨウムの取引(合法、違法ともに)および生息地の消失・崩壊。今後も森林伐採による生息地の減少は継続すると予測される。
取引	1975年～2013年は輸出総計は1,550,197匹である。ピーク時の1984年～1992年には年間50,000羽以上の取引があった。捕獲から輸出までの間に40～60%が死亡するため、1975年以降、合法的に取引するために捕獲されたヨウムは210万～250万羽と考えられる。1990年代初頭以降、個体数の減少やCITESの取引割当量の減少などにより取引量は減少し、現在取引割当量がある国は、カメルーン(3,000)とコンゴ民主共和国(5,000)のみである。 合法取引を隠れ蓑に違法取引が蔓延している。近年は、飼育繁殖施設が存在しない国から、飼育繁殖個体として輸出される個体があることも確認されている。
取引の影響	取引により、カメルーン、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ガーナ、リベリアなどで地域個体群の個体数減少と絶滅が起きている。
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/17/prop/060216/E-CoP17-Prop-19.pdf

提案番号	26
対象種	キノボリアリゲータートカゲ属全種
提案国	EU、メキシコ
提案概要	条約の条項に従い、キノボリアリゲータートカゲ属全29種を附属書 III に掲載する
生息地	キノボリアリゲータートカゲ属29種のうち、19種(うち17種が固有種)がメキシコに、9種(うち8種が固有種)がグアテマラに、2種(うち1種が固有種)がホンジュラスに、そして1種がエルサルバドルに分布。
生息数	樹上性のため、ほとんどの種について個体数の評価が行われていない。2013年のIUCNの評価によれば、うち2種は希少、2種は稀、2種が普通で、3種は個体数が多め、1種は個体数がとても多いとされている。
脅威	種によっては移動距離が限られているため、土地利用の転換による森林破壊が、重大な影響を与える可能性がある。また国際的なペット取引による捕獲も大きな危機要因である。
取引	骨や皮の取引記録もあるが、主に生体として取引され、動物園での飼育展示やペットとして利用されている。 合法的な取引では、米国、中国、EU加盟国などが主な輸出先となっている。違法取引も報告されており、特にアオキノボリアリゲータートカゲ(<i>Abronia graminea</i>)などを中心に押収された事例がある。一例として、SNSとメキシコ市場でのアリゲータートカゲ属の種の違法取引の監視結果からは、2011年から2015年の間に、アオキノボリアリゲータートカゲ300個体をはじめとし、ほか数種でも100個体以上が違法に売買されていることが判っている。
取引の影響	アリゲータートカゲ属の種の生体の取引は、取引が稀だった90年代と比べ、明らかに増加していると思われる。繁殖率が低く、生息地が限られ、生息地が喪失し、国際的なペット需要があるため、野生個体の捕獲を規制しなければ、彼らの生存を脅かす可能性がある。
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/17/prop/060216/E-CoP17-Prop-26.pdf

提案番号	29
対象種	サイケデリックロックゲッコ
提案国	EU、ベトナム
提案概要	条約の条項、附属書の定義およびCoP16の決議9.24の付録Iに従い、サイケデリックロックゲッコを附属書 I に掲載する
生息地	ベトナム
生息数	ホンコアイ島の本種の生息適地での調査では、2015年11月には1kmにつき約120個体、2016年1月には1kmにつき192個体が確認され、島全体では732個体が生息していると推定された。ホンコアイ島の花こう岩地帯では本種は普通に見られるとする報告がある。なお、個体数の増減傾向については、長期的な調査が行われていないためデータがない。IUCNもまだ評価を行っていない。
脅威	ペット取引のための生体捕獲が一番の脅威である。そのほか、人間が移入したカニクイザルが本種の生体および卵を捕食していることが確認されている。また生息地が限られているため、生息地の改変や分断化にも脆弱であると思われる。
取引	生体がペットとして取引されている。密猟と違法取引が確認されており、ロシアとEU域内のドイツ、スペインで売買されていることが判っている。
取引の影響	個体数の動向が評価されていないためはっきりしないが、国際的なペット需要による野生個体の捕獲はによる個体数の減少率は、本種の繁殖率を超えている可能性がある。本種の生息地が限られているため、密猟による捕獲は本種の生存を危うくする可能性がある。
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/17/prop/060216/E-CoP17-Prop-29.pdf

提案番号	37
対象種	アントンギルガエル
提案国	マダガスカル
提案概要	アントンギルガエルを附属書Ⅰから附属書Ⅱへ移行する
生息地	マダガスカル
生息数	不明。マルアンツエトラ周辺とおよびAmbatovaky特別保護区域に局所的に多数生息している。2006年にマルアンツエトラ周辺で行われた調査では、個体数の減少が報告されたが、現在もまだよく見られる。
脅威	水域の汚染が脅威となる可能性がある。またペット取引のための過剰な野生個体の捕獲も脅威となり得るが、附属書Ⅱに掲載されていれば輸出個体数の割り当てが可能である。また、ツボカビ菌やラナウイルスに感染することによる病死も脅威の一つとしてあげられるが、自然状態で病気のために両生類の個体数の減少と大量死が起こったことは観察されていない。
取引	アカトマタガエルのすべての国際商業取引は、それが附属書Ⅱに掲載された1987年以来法で禁じられている。
取引の影響	附属書Ⅱの割り当てが低く保たれるために起こりうる取引の影響は小さいことが予想される。国民がその繁殖場所を保護するように奨励して、それらの場所を保護に値する資源と見なすことによって、この種それ自体を保護するのに役立つ可能性がある。
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/17/prop/060216/E-CoP17-Prop-37.pdf

提案番号	39
対象種	マダラスキアシヒメガエル、キノボリスキアシヒメガエル、オオマダラスキアシヒメガエル
提案国	マダガスカル
提案概要	条約の条項およびCoP16の決議9.24の付録1に従い、これら3種を附属書Ⅱに掲載する
生息地	3種ともにマダガスカルの固有種。マダガスカル島の東部および中東部に生息。
生息数	不明。個体群の動向について有効な情報はない。一部の生息地は収集家のターゲットとなりやすく、おそらく捕獲によって個体数が減少している。オオマダラスキアシヒメガエルはマダラスキアシヒメガエルと混同されやすく、管理方策も存在しないため、両種がともに生息する場所では乱獲により個体数が減少している可能性がある。
脅威	生息環境の喪失が大きな危機要因である。 また、ツボカビ菌やラナウイルスに感染することによる病死も脅威の一つとしてあげられるが、自然状態で病気のために両生類の個体数の減少と大量死が起こったことは観察されていない。
取引	これら3種はペットとして、英国、スペイン、フランス、香港、ハンガリー、イタリア、日本、米国に合法的に輸出されている。米国の輸入量と国が管理している輸出量を比較すると、輸入量の方が多いため、民間業者等による輸出が他にも行われていると思われる。これら3種については、違法取引は報告されていない。
取引の影響	これらの種の取引が継続可能であるかどうかは不明。マダラスキアシヒメガエルの取引需要は上昇し始めている。キノボリスキアシヒメガエルやオオマダラスキアシヒメガエルは近年同定が確定し、取引のデータベースで個体数が把握されはじめたばかりである。
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/17/prop/060216/E-CoP17-Prop-39.pdf

提案番号	43
対象種	オナガザメ属全種
提案国	バハマ、バングラデシュ、ベナン、ブラジル、ブルキナファソ、コモロ、ドミニカ共和国、エジプト、EU、フィジー、ガボン、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、モルディブ、モーリタニア、パラオ、パナマ、サモア、セネガル、セイシェル、スリランカ、ウクライナ
提案概要	条約の条項およびCoP16の決議9.24の付録1に従い、ハチワレおよびほかオナガザメ属全種を附属書Ⅱに掲載する
生息地	熱帯および温帯の海洋および沿岸海域に広く分布する。ほぼ世界中を周回する高度回遊性のサメである。
生息数	不明。オナガザメは科レベルでのみ識別される傾向があるので、利用可能な種の種ごとの動向データはほとんどない。しかし、オナガザメ属の種は、ほぼすべての生息海域で70%以上減少している。ハチワレは種別のデータがあるが、生息域の全域で個体数の減少している。また、香港フカヒレ市場でのオナガザメのヒレの割合も減少している。
脅威	オナガザメ属の種は、その生態および非常に低い繁殖率が原因で、漁獲か混獲かを問わず、すべてのサメの種の中で漁業による捕殺に対して最も脆弱であり、すべての遠洋に生息するサメの中で絶滅のリスクが最も高い科である。
取引	主要な取引製品はヒレだが一部でサメ肉も取引される。オナガザメのヒレが1980年～1990年に国際取引されたヒレの2.3%以上を占め、さらにフカヒレ市場に供給するために年間35万～390万頭のオナガザメ、または年間12,000～85,000トンが殺され取引されていると見積もられている。全世界のオナガザメの捕獲量は地域漁業管理機関(RFMO)の規制があるにもかかわらず2013年に2万1200トン、2014年には1万8800トンに上った。
取引の影響	オナガザメに対する国際市場の需要は、ハチワレ個体群の急激な減少を引き起こした持続不可能な死亡率の重要な推進力となっている。オナガザメの附属書Ⅱ掲載による国際取引の規制では、漁業と取引が持続可能になり、かつ資源が回復できるように、漁業・生物多様性管理措置を遵守監視および法執行する必要がある。
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/17/prop/060216/E-CoP17-Prop-43.pdf

提案番号	53
対象種	シタン
提案国	タイ
提案概要	現行の注釈5を削除し、以下の注釈4へ置き換える
注釈4	<p>次のものを除く全ての個体の部分及び派生物:</p> <p>a) 種子(ランの種子鞘を含む)、孢子及び花粉(花粉塊を含む)。ただし、メキシコから輸出されたサボテン科全種の種子並びにマダガスカルから輸出された <i>Beccariophoenix madagascariensis</i> 及び <i>Neodypsis decaryi</i> の種子は、この除外に含まれない。</p> <p>b) 試験管内で固体又は液体の培地で得た実生又は組織培養体で、無菌の容器で輸送されたもの</p> <p>c) 人工的に繁殖した植物の切り花</p> <p>d) 帰化したか又は人工的に繁殖させた <i>Vanilla</i> 属(ラン科)及びサボテン科の果実並びにその部分及び派生物</p> <p>e) 帰化したか又は人工的に繁殖させた <i>Opuntia</i> 属 <i>Opuntia</i> 亜属及び <i>Selenicereus</i> (サボテン科)の茎と花並びにその部分及び派生物</p> <p>f) 包装され、小売取引用に準備された <i>Euphorbia antisiphilitica</i> 製品</p>
背景	<p>IUCNはシタンを1998年から絶滅危惧II類としている。CITESのCoP16でシタンを「丸太、製材品、薄板」に制限する注釈とともに附属書IIIに含めることが合意された。以来、木材の大きな積荷は止められた一方、タイからは大規模に違法に輸出されている。2012年10月から2013年9月の間、シタンの違法取引の件数は1,619件、総量は1,116立方メートル、2013年10月から2014年9月には、違法取引の件数は2,767件、その総量は1,858.60立方メートルだった。シタンの取引に関する調査が行われ、この種の取引には現行の注釈#5では規制されていない部分や派生物が含まれていることが示された。この種の市場価値は高く、現在、現行の注釈#5の対象(つまり丸太、製材品、薄板)以外の木のあらゆる部分に対しても取引の需要がある。</p> <p>注釈#5と#6はCITESに掲載されている樹種に対して頻繁に適用されて来たが(Resolution Conf. 10.13 (Rev. CoP15)を参照)、他に適当な注釈が適用されている場合においてである。例えば、<i>Gonystylus</i> (ラミン)はCoP13(バンコク、2014年10月)にて注釈#4とともに掲載された。</p>
原文	https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/17/prop/060216/E-CoP17-Prop-53.pdf

翻訳協力(50音順)

赤瀬エリサ、鈴木洋子、高島裕以、平野沙織、星子啓子、松岡淳子、三村浩一、山本真麻、山本麻知子、山本由紀子、ロペス昌絵

CITES CoP17 附属書改正提案リストURL: <https://cites.org/eng/cop/17/prop/index.php>